

北海道告示第10422号

北海道立地域食品加工技術センター条例(平成6年北海道条例第5号)第12条第3項の規定により、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの利用料金の額を次のとおり承認した。

令和元年9月13日

北海道知事 鈴木 直道

1	施設 の 名 称	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
2	所 在 地	北見市大正353番地19
3	指 定 管 理 者 の 名 称	公益財団法人オホーツク地域振興機構
4	承 認 年 月 日	令和元年 9月13日
5	承認した利用料金適用日	令和元年10月 1日
6	承認した利用料金	別紙